

赤い羽根共同募金

ふれあいいきいきサロン（宅老所）活動支援助成

ふ だんの
く らしを
し あわせに



募集案内

閉じこもりがちな、お隣さんを誘って身近な地域で気軽に集える
場づくりをしているふれあいいきいきサロン(宅老所)活動を応援します

助成額

登録人数により変わります

詳細は募集要項で

例えばこんな活動

おしゃべり、介護予防運動
昔遊び、地域の伝統行事
地域の子ども会との交流
ご近所との顔と顔が見える活動
花づくり、工作、手芸

申込み締切

令和８年
５月29日(金)

対象経費

集いにかかる経費
材料費・印刷費
使用料・消耗品費
など



お気軽にお問い合わせください

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会
三重県共同募金会 松阪市共同募金委員会

※各様式はこちらからダウンロード可能
https://matsusakawel.com/download/

赤い羽根共同募金
ふれあいいきいきサロン(宅老所)活動支援助成募集要項

この助成事業の財源は、皆さんからお寄せいただく赤い羽根共同募金です。

1．目的

虚弱・一人暮らし・家に閉じこもりがちになっている高齢者が、身近な地域で集える場として運営されているふれあいいきいきサロン(宅老所)等の活動費の一部を助成します。

赤い羽根共同募金は助成事業を通じ、生きがい活動や介護予防活動を応援します。

2．助成対象期間

令和８年４月１日～令和９年３月３１日

3．審査基準

（１）毎月１回以上継続的に活動する。

（２）活動に必要な経費に自己資金を助成額の１割以上充てていること。

（３）助成の対象となる事業の目的や助成金の使途が適切であること。

4．助成対象経費

（１）閉じこもりがちな方を誘って身近な地域に気軽に集える場づくりをしているふれあいいきいきサロン（宅老所）活動にかかる経費のうち、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、賃借料、燃料費等とする。（表１参照）

（２）原則、認められない４経費（飲食費、旅費、入場料、個人給付）について、助成目的に沿った使途であれば、上限額の範囲で対象とする。（表２参照）

5．助成額（上限額 27,000 円）

（１）登録人数により異なるため、助成額は下記の表を参照。

（２）１年目の立ち上げ時には、15,000 円を加算（上限は 27,000 円まで）

助成額　早見表

登録者数	**４人**	**５人**	**６人**	**７人**	**８人**	**９人**	**10人**
助成金額	6,000	7,500	9,000	10,500	12,000	13,500	15,000
登録者数	**11人**	**12人**	**13人**	**14人**	**15人**	**16人**	**17人**
助成金額	15,600	16,200	16,800	17,400	18,000	18,600	19,200
登録者数	**18人**	**19人**	**20人**	**21人**	**22人**	**23人**	**24人**
助成金額	19,800	20,400	21,000	21,600	22,200	22,800	23,400
登録者数	**25人**	**26人**	**27人**	**28人**	**29人**	**30人**	
助成金額	24,000	24,600	25,200	25,800	26,400	27,000	

※ただし、共同募金助成事業予算の範囲内で助成額を調整することがある

※（11 人未満の登録者数×125 円×12 か月）+（11 人目からの登録者数×50 円×12 か月）とする

6．助成金の申請

提出書類に必要事項を記載し、持参又は郵送等にて提出する。

（１）提出書類

・赤い羽根共同募金助成金交付申請書（様式　第１号）

・事業計画書（様式　第２号－１）　　※立ち上げ補助の申請時（様式　第２号－２）

７．申請申込締切日

令和８年５月２９日（金）

新たに申請する団体は、随時受付

８．助成金の決定

松阪市社会福祉協議会において募集要項に基づき審査し助成額を決定する。

決定通知は、請求書式とともに申請団体へ送付する。

９．助成金の請求

交付申請者は以下の必要書類を記入の上、助成金を請求する。

（１）提出書類

・請求書（様式　第３号）　　・通帳の写し（振込先の口座番号と名義が記載されているページ）

（２）請求書提出締切日

決定通知書が届いてから１か月以内を目安にご提出ください。

10．助成金の報告

活動が完了した日から１か月以内に提出書類に必要事項を記載及び添付し提出する。

（１）提出書類

・赤い羽根共同募金助成金実施報告書（様式　第４号）

・実績報告書（様式　第５号）

・添付書類（事業で作成したチラシ・報告書など）

・領収書、レシートなど支払い内容が確認できるもの

・ありがとうメッセージ

11．助成金の返還及び行事内容の変更

（１）事業計画の変更が生じる場合は、活動実施前に変更届出書（様式　第６号）を提出し再度選考を受けなければならない。

（２）助成を受けた団体が、災害その他特別な事由による場合を除き、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、返還届出書（様式　第７号）とともに助成金の全額または一部を返還しなければならない。

・助成決定された行事を実施しない、または実施する意思が認められないとき。

・助成決定され行事を中止し、完了する見込みがないとき。

・助成金を助成決定された事業計画以外に使用したとき。

12．提出先

松阪市社会福祉協議会　最寄りの本所・支所

本　　所	殿町 1563	TEL23-2941	三雲支所	曽原町 2678	TEL56-7247
松阪支所	鎌田町 213-1	TEL30-5210	飯南支所	飯南町横野 885	TEL32-4630
嬉野支所	嬉野権現前町 423-9	TEL42-2718	飯高支所	飯高町富永 72-1	TEL45-1125

じぶんの町を良くするしくみ。

（表1）
助成対象経費

科目	具体例
消耗品費	事務用品（コピー用紙や文房具、インク、メモリーカード等）や活動用に必要な材料
材料費	食材を購入した際の費用
印刷製本費	資料やチラシ、リーフレット等の作成費
通信運搬費	郵便代や電話代など
保険料	ボランティア保険、レクリエーション保険、行事用保険など
賃借料	会場使用料や機器を借りる際の費用 事務所や車両の賃借料は不可
報償費	講師や出演者への謝金等、一人あたり7,000円を目安とし、上限は20,000 円とする。
燃料費	活動にあたって必要な燃料代

（表2）
原則認められない４経費の上限額（いずれも一人あたり）
※条件付きで活用可能

科目	具体例	上限額
飲食費	弁当や茶菓子、飲料の購入費 ※食材は材料費とし、飲食費に含まない	500 円/回
旅費	バス・電車・船の運賃	500 円/日
入場料	記念館、遊園地、動物園などへの入場料	500 円/回
個人給付	参加賞や景品、記念品など ※金券類は全額対象外	500 円/回

募金運動の推進期間　10 月～3 月

地域の福祉活動を応援するために、助成を受ける団体の皆さまにもご協力をお願いしています。

助成金の報告時には『ありがとうメッセージ』の提出をお願いします。赤い羽根共同募金がどのように活用されているのかをより多くの方に知っていただくことが大切と考え『ありがとうメッセージ』は、社協だよりやﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ、Facebook など広報に使用させていただきます。



申請手順

助成金のご案内　４月頃

申請書の提出　ちぇっく

- ☐ 助成金交付申請書（様式第１号）
- ☐ 事業計画書（様式第２号）
- ☐ 記入漏れはありませんか？
- ☐ 対象外経費はありませんか？

助成決定通知

請求書の提出　ちぇっく

- ☐ 請求書（様式第３号）
- ☐ 金額はあっていますか？
- ☐ 通帳コピーの添付はありますか？

助成金の送金

※振込み確認を

申請内容と変更ありませんか

- ☐ 変更がある場合、変更申請書（様式第６号）を提出してください。
- ☐ 返還がある場合は、返還届出書（様式第７号）を提出してください。

報告書の提出　ちぇっく
事業終了後 速やかに

- ☐ 実施報告書（様式第４号）
- ☐ 実績報告書（様式第５号）
- ☐ 添付書類
- ☐ 領収書（レシートも可）には内訳が記載されていますか？
- ☐ ありがとうメッセージは添付されていますか？